

徳島県国民健康保険運営協議会について

徳島県国民健康保険運営協議会設置条例

(設置)

第一条 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）附則第九条の規定に基づき、同法附則第七条の規定による国民健康保険事業の運営に関する方針の作成その他の国民健康保険事業の運営に関する事項を審議させるため、知事の附属機関として、徳島県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第二条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、その定数は、当該各号に定める数とする。

- 一 国民健康保険の被保険者を代表する委員 三人
- 二 保険医又は保険薬剤師（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十四条に規定する保険医又は保険薬剤師をいう。）を代表する委員 三人
- 三 公益を代表する委員 三人
- 四 被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。）を代表する委員 二人

2 委員は、知事が任命する。

3 委員の任期は、前項の規定による任命の日から平成三十年三月三十一日までとする。

(会長)

第三条 協議会に、会長を置き、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

(会議)

第四条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第五条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

2 この条例は、平成三十年三月三十一日限り、その効力を失う。

【付議事案 1】

徳島県国民健康保険運営協議会運営規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、徳島県国民健康保険運営協議会設置条例（平成29年徳島県条例第7号）第5条の規定に基づき、徳島県国民健康保険運営協議会（以下「運営協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（開催の通知）

第2条 会長は、運営協議会の会議を招集しようとするときは、あらかじめ、日時、場所及び付議する事項を委員に通知しなければならない。

（会議の公開）

第3条 運営協議会の会議は、公開する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、会長が運営協議会の会議に諮り、当該会議の全部又は一部を公開しないことができるものとする。

- 一 会議を公開することにより、当該又は同種の審議、検討、調査研究等に支障を生ずるおそれがある場合
- 二 会議を公開することにより、運営協議会の公正かつ円滑な運営に支障を生ずるおそれがある場合

（公開の手續）

第4条 前条の規定による公開は、その傍聴を認めることにより行う。

2 前項の場合における必要な手續については、別に定める。

3 運営協議会の会議の開催に当たっては、あらかじめ、県ホームページへの掲載等の方法により、周知に努めるものとする。

（補則）

第5条 この規程に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成29年 月 日から施行する。

【付議事案２】

徳島県国民健康保険運営協議会傍聴規程（案）

（趣旨）

第１条 この規程は、徳島県国民健康保険運営規程（平成２９年 月 日制定）第４条第２項の規定に基づき、徳島県国民健康保険運営協議会（以下「運営協議会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴人の決定等）

第２条 傍聴席の定員は、会長があらかじめ定める。

２ 傍聴希望者は、会議の開催当日に、所定の場所及び時間に集合するものとする。

３ 前項の規定により集合した傍聴希望者数が、定員を超えない場合は、傍聴希望者全員を傍聴人とし、定員を超える場合は、先着順に傍聴人を決定する。

（傍聴することができない者）

第３条 次に掲げる者は、傍聴することができない。

一 前条第３項の規定により決定された傍聴人以外の者

二 会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第４条 傍聴人は、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしてはならない。

（写真、映画、テレビ等の撮影及び録音の禁止）

第５条 傍聴人は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音をしてはならない。ただし、あらかじめ会長の許可を得た場合は、この限りでない。

（秩序の維持）

第６条 会長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に対し必要な指示をし、又は職員に指示させることができる。

２ 会長は、前項の規定による指示をし、又は同項の規定により職員に指示させたにもかかわらず、傍聴人が指示に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。

（実施細目）

第７条 この規程に定めのない事項は、会長が運営協議会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成２９年 月 日から施行する。

徳島県国民健康保険運営協議会委員

区 分		氏 名
被保険者代表	徳島市被保険者	元木 千工子
	海陽町被保険者	多田 裕子
	三好市被保険者	田岡 啓子
保険医又は 保険薬剤師代表	徳島県医師会 常任理事	斎藤 恵
	徳島県歯科医師会 老人保健施設等巡回歯科診療所 専任歯科医師	上田 美佳
	徳島県薬剤師会 理事	岩下 佳代
公益代表	徳島大学大学院 社会産業理工学研究部 教授	石田 和之
	徳島大学大学院 医歯薬学研究部（地域看護学） 教授	岩本 里織
	徳島県国民健康保険運営協議会 会長連絡協議会 会長	小森 将晴
被用者保険等 保険者代表	全国健康保険協会徳島支部 支部長	三木 敏
	阿波銀行健康保険組合 常務理事	濱中 博

法律上の国民健康保険運営協議会(都道府県、市町村)の位置付け

都道府県に設置される
国保運営協議会

主な審議事項	・国保事業費納付金の徴収 ・国保運営方針の作成 その他の重要事項
委員	・被保険者代表 ・保険医又は保険薬剤師代表 ・公益代表 ・被用者保険代表 (*)「国民健康保険の見直しについて（議論のとりまとめ）」（平成27年2月12日国保基盤強化協議会）より

市町村に設置される
国保運営協議会

主な審議事項	・保険給付 ・保険料の徴収 その他の重要事項
委員	・被保険者代表 ・保険医又は保険薬剤師代表 ・公益代表 ・被用者保険代表(任意)

(参考) 改正後の国民健康保険法（抜粋）

- (国民健康保険事業の運営に関する協議会)
- 第11条 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、…(略)…国民健康保険事業費納付金の徴収、…(略)…都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。）を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。
- 2 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであつて、…(略)…保険給付、…(略)…保険料の徴収その他の重要事項に限る。）を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。
- 3 前二項に定める協議会は、前二項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項(…(略)…）を審議することができる。
- 4 前三項に規定するもののほか、第一項及び第二項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

1. 国保運営方針策定のねらい

(1) 市町村国保の現状と課題

- 国保には、小規模保険者が多数存在し、財政が不安定になりやすい等の財政運営上の構造的な課題や、市町村ごとに事務処理の実施方法にばらつきがある等の事業運営上の課題がある。
- こうした課題に対し、これまで、公費投入、保険者間での財政調整、保険者事務の共通化・共同実施・広域化などによって対応してきたが、いまだ十分とはいえない。



(2) 改正法による国保の都道府県単位化

- こうした現状を改善するため、国民健康保険への財政支援の拡充を行うとともに、平成30年度から、**都道府県が、国民健康保険の財政運営の責任主体**として、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの事業運営において中心的な役割を担うことにより、国民健康保険制度の安定化を図ることとされた。

(3) 国保運営方針の必要性

- 新制度においては、都道府県が財政運営の責任主体となるほか、市町村においても、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等の地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うこととされている。
- そこで、新制度においては、都道府県とその県内の各市町村が一体となって保険者の事務を共通認識の下で実施するとともに、各市町村が事業の広域化や効率化を推進できるよう、都道府県が県内の統一的な国民健康保険の運営方針を定める必要がある。

※ 改正法の施行日は平成30年4月1日であるが、改正法附則第7条において、都道府県は、施行日の前日までに国保運営方針を定めるとされている。このため、各都道府県においては、地域の実情に応じ、市町村等との連携会議や国保運営協議会を前倒して設置して検討を行うなど、国保運営方針を定めるための準備を速やかに行い、平成29年度内に策定していただく必要がある。

2. 国保運営方針の策定手順

- 国保運営方針の策定に当たっては、①都道府県・市町村が保険者として目指す方向性について認識を共有すること、②被保険者、療養担当者、公益、被用者保険等の関係者の意見を聴くことが重要であり、策定後も定期的な検証・見直し・改善をしていくことが重要。このため、以下の手順を基本として、地域の実情に応じて策定を行う。

① 市町村等との連携会議の開催

連携会議では、都道府県の関係課室、市町村の国保担当部局等、国保連、その他の関係者による意見交換、意見調整を行う。国保運営方針案の議決を行う場ではない。

② 国保運営方針案を作成、市町村へ意見聴取

都道府県は、連携会議とは別に、当該都道府県内のすべての市町村に対し、国保運営方針案について意見を求めなければならない。（法82条の2第6項）

③ 都道府県の国保運営協議会で審議、諮問・答申

都道府県の国保運営協議会は、地方自治法第138条の4第3項に基づく都道府県の執行機関の付属機関として位置づけられる。

④ 都道府県知事による国保運営方針の決定

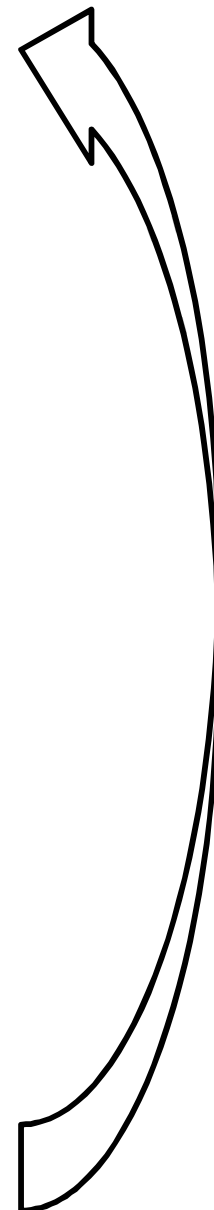
国保運営方針は、都道府県の国保運営協議会の答申を判断資料として都道府県知事が決定するが、国保運営協議会の意見は、法的に知事を拘束するものではない。

⑤ 国保運営方針の公表

法第82条の2第7項に基づき、都道府県は遅滞なく公表するよう努めるものとする。公表の方法は、都道府県のホームページや公報による公示などが考えられる。

⑥ 事務の実施状況の検証、国保運営方針の見直し

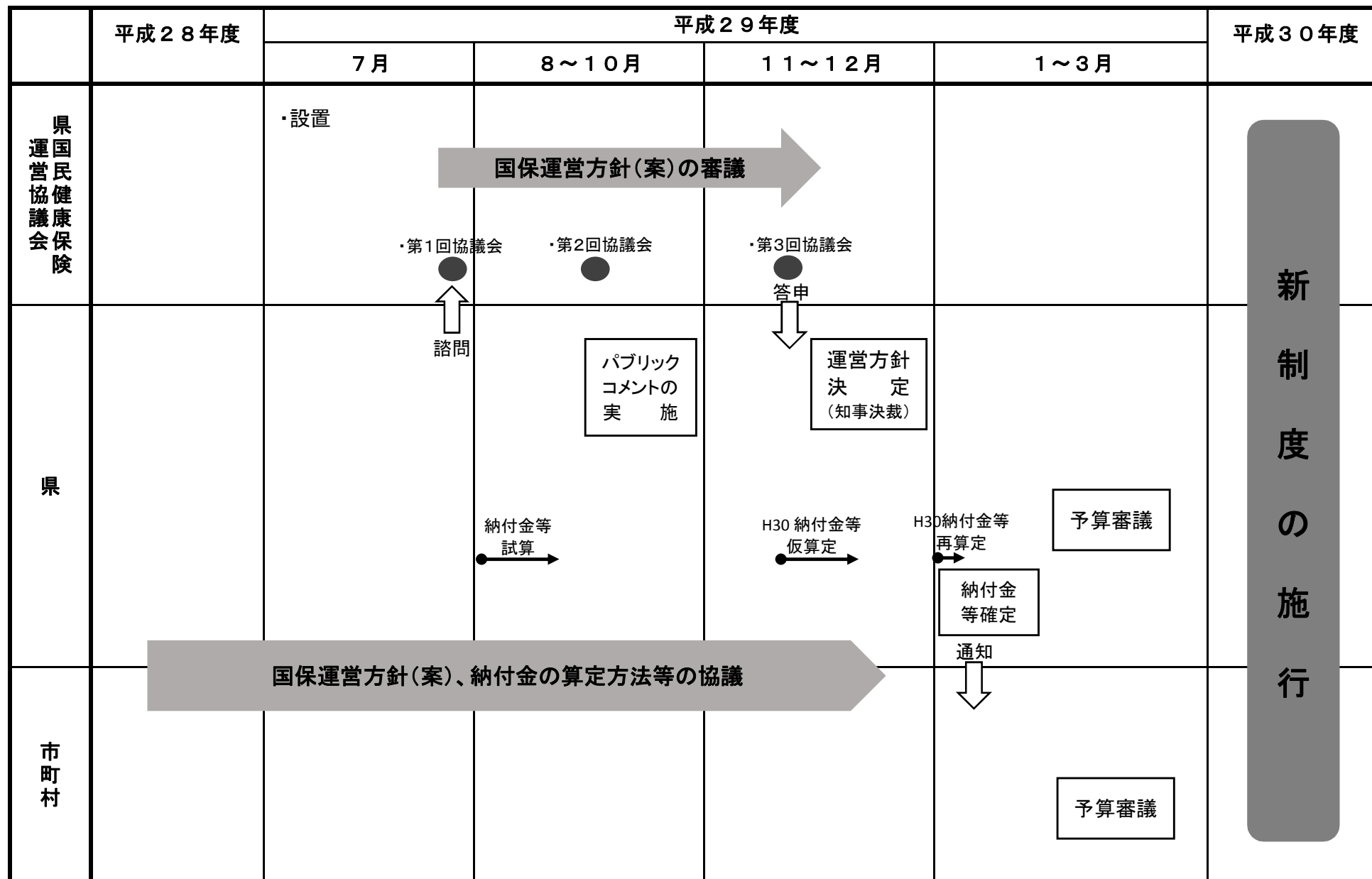
見直しの手順は①～⑤までと同様。少なくとも3年ごとに検証を行い、必要に応じて見直すことが望ましい。



国保運営方針の主な記載事項

- (1) 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し
 - ・ 医療費の動向と将来の見通し
 - ・ 財政収支の改善に係る基本的な考え方
- (2) 市町村における保険料の標準的な算定方法に関する事項
 - ・ 標準的な保険料算定方式
 - ・ 標準的な収納率
- (3) 市町村における保険料の徴収の適正な実施に関する事項
 - ・ 収納対策
- (4) 市町村における保険給付の適正な実施に関する事項
- (5) 医療費の適正化に関する事項
- (6) 市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項
- (7) 保健医療サービス・福祉サービスに関する施策と連携に関する事項

新制度施行に向けた検討スケジュール（案）



※厚生労働省の資料をもとに作成したスケジュールであり、国の検討状況等により変更があります。